

事前質問回答票

質問 1 : 資料 5 事業 No. 9 4 「教育相談室・教育支援センター」の
事業概要について

(小林委員)

[内容]

資料 5 の 1 1 ページの事業概要に「学校復帰や社会的自立を目指した支援・指導」と記載されていますが、「第 2 期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」に掲載されている事業説明には「学校復帰」の文言はありません。

また、令和元年 1 0 月の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の中にも「学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく」と明記されています。

どのような理由で「学校復帰」の文言を追記したのか伺います。

[回答]

教育委員会としましては、不登校支援にあたり、文部科学省の通知のとおり、「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することを目指す必要があること」を支援の視点においております。そのため、フリースクール等に通う児童生徒や自宅において I T 等を活用した学習を行う児童生徒に対する「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインを設け、学校外の学びの場で学習している不登校児童生徒の努力や学習の成果を認めることで、自己肯定感を高め、社会的自立につなげるようにしております。

また、さいたま市の教育相談室・教育支援センターも学校外の学びの場としてとらえ、不登校児童生徒の支援をしており、必ずしも「学校復帰」のみを目標としているわけではありません。しかしながら、児童生徒や保護者には「学校復帰」を望む声もあり、教室や教室以外（さわやか相談室等）の場を含めた「学校」に通うことについても視野に入れて支援をしております。今後も児童生徒一人ひとりの状況を見て、「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することを目指す必要があること」を全教職員が理解し、個に応じた支援をしてまいります。

(教育委員会事務局／学校教育部／総合教育相談室)

事前質問回答票

質問2：資料5 事業 No. 94 「教育相談室・教育支援センター」の
指標について

(小林委員)

[内容]

「様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して」という事業の対象から考えると、「子育て学習会の実施回数」よりも、児童生徒の支援に直接関わる指標の方がふさわしいのではないのでしょうか。

また、保護者への支援については、令和元年10月の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、「困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要」と記されています。

児童生徒に直接関わる指標や保護者に対する訪問型支援ではなく、「子育て学習会の実施回数」と設定した経緯について伺います。

[回答]

さいたま市教育委員会では、平成24年度より「子育て学習会」を年1回開催しております。御参加いただいた保護者の皆様の感想には、「他の家庭の様子がわかりとても参考になった」「自分だけではないと心強く思った」「もっと開催してほしい」等の声があり、「子育て学習会」へのニーズが高いことを把握しております。不登校児童生徒への支援の充実のためには、家庭と学校、関係機関との連携を図るとともに、不登校等で悩む保護者への支援の機会を拡大することが重要であると考えております。

「子育て学習会」の目的の一つに、「不登校の保護者が抱えるそれぞれの意見や思いを交換することで、孤独感や疲弊感の軽減を図る」ことをあげております。教育委員会といたしましても、今後「子育て学習会」等の機会を増やし、保護者への支援を充実させ、訪問支援を引き続き継続することで、個々の状況や気持ちに寄り添い、きめ細やかな支援を行ってまいります。

(教育委員会事務局／学校教育部／総合教育相談室)